

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和7年度学校D Xの基盤構築に係るコンサルティング業務委託

## 2 業務委託の目的

G I G Aスクール構想の実現に向けて、国は、個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するために、端末の日常的な利活用の実現に向けて「教育D Xに係る当面のK P I」を示した。

県では、国のK P Iを踏まえたクラウド活用を基盤とした学校D Xのさらなる推進に向けて、教員の働き方改革にもつながる学校のシステム基盤全般（学校ネットワーク、校務支援など）の最適化や、今後の学校のネットワーク及びクラウド環境構築を検討するとともに、当該環境の構築に係る課題の解決を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務履行場所

受託者作業場所及び岡山県教育委員会の指定する場所

## 5 業務内容

### （1）学校のシステム基盤全般の最適化

ア 県立学校で現在利用しているシステムの名称、概要、保守契約期間、利用者、利用頻度等を調査し、県立学校利用システム一覧として整理すること。

イ 県立学校利用システム一覧に整理したシステムについて、ゼロトラスト環境に移行後も同等以上の業務が実現できるように、既存システムの新しい利用方法や他システムを幅広く提案すること。

### （2）各種システムの構築・更改・改善

ア 校務支援システムについて、「G I G Aスクール構想の下での校務D Xについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～（令和5年3月8日）」で文部科学省が提言している次世代の校務支援システムの機能を実現し、かつ、県立学校で利用できる製品（独自システムの開発を含む）を幅広く提案すること。なお、提案に際しては、現行の校務支援システムを所管する高校教育課高校魅力化推進室と連携を図ること。

イ 次世代の校務支援システムの利用に際し、ゼロトラスト環境移行後も教職員が不便さを感じることなく利用できるようにネットワーク構成や設定を検討し、提案すること（次世代の校務支援システムへの移行時期は未定）。

ウ 現行のオンプレミスの校務支援システムから次世代の校務支援システムへのデータ移行の方法について検討し、提案すること。なお、現行の校務支援システム

の要件等については受託者に情報提供する。

(3) 学校におけるネットワークの構築・更改・改善

ア ゼロトラスト環境への移行に向けた全般的なスケジュールを整理し、提案すること。

イ 本県が現在検討しているゼロトラスト環境及びネットワーク構成について、専門的見地から助言を行うこと。

ウ セキュリティ製品等の紹介や他自治体等の先進事例などを踏まえた、ネットワーク構成を提案すること。具体的には、文部科学省が提言するゼロトラストセキュリティに関する要素技術を満たした上で、ロケーションフリーの実現など教職員が働く上で利便性の高いネットワーク構成とすること。

エ 現在、各県立学校で独自に管理しているNAS（ファイルサーバ）のフルクラウド化を実現するため、データ移行の具体的な手法や移行手順、スケジュール等を整理し、提案すること。

オ ゼロトラスト環境移行後を見据えたモバイル端末管理（MDM）の要件を整理し、提案すること。

カ ゼロトラスト環境移行後の運用時において、セキュリティ上注意すべきことや懸念点を整理し、提示すること。

(4) 県立学校における端末の日常的な活用

ゼロトラスト環境移行後の環境について、教職員等に更改後のネットワーク構成やセキュリティ上注意すべき点等について研修を行うための資料を作成すること。

※指導の観点は、本事業に含めない。

(5) 校務支援（校務DXの見直し）やデータ連携

ア 上記1で実施した県立学校で利用しているシステムの調査等を踏まえ、県立学校の校務においてデジタル化できる業務を整理し、実現可能な手法を提案すること。

イ 校務支援システムや学習ドリルアプリ、アンケートフォームなど、クラウドアプリケーションに蓄積されるデータの連携を見据え、データ連携の方法やデータ連携により実現できる分析手法について提案すること。

(6) 学校における端末整備

ゼロトラスト環境移行後に必要となる校務用端末のスペック等を表に整理し、当該スペックを満たす推奨機種を複数機種提案すること。

(7) 教育情報セキュリティポリシーの改訂

岡山県教育情報セキュリティポリシーについて、ゼロトラスト環境移行後のネットワーク構成やアクセス制御モデルに対応したセキュリティポリシーの改訂案を提示すること。なお、岡山県教育情報セキュリティポリシーを受託者に提供する。

(8) 学校におけるクラウド活用・ID活用

ア クラウドで提供されるグループウェアやファイルサーバの効果的な活用方法について、県立学校での利用を前提に内容を整理し、提案すること。

イ 県域アカウントの導入に係る提案をすること。

(9) その他学校DXのための基盤構築のために必要な取り組み

上記以外で、コンサルティング業務を行う中で専門的見地から必要な助言を行い、ゼロトラスト環境移行に関する県担当者からの各種相談等に応じること。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。

(11) 定例報告、その他打ち合わせの実施

本業務の円滑な実施を図るため、定例報告（進捗状況及び課題管理状況等）のほか、随時打ち合わせを実施すること。開催頻度や方法は県と協議のうえ実施することとし、実施後は議事録を作成し、5開庁日以内に県に提出すること。

## 6 成果物

成果物は以下のとおりとし、電子データで提出すること。なお、原本のファイルフォーマットは、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）で読み込むことができるように作成し、PDFファイルはAdobe Readerで読み込み可能なデータ形式とすること。

（※カッコ内は提出予定時期）

- ① コンサルティング事業計画書（契約締結日から10 開庁日以内）
- ② 県立学校利用システム一覧表（6 月中旬まで）
- ③ 次世代の校務支援システム提案資料（7 月中旬まで）
- ④ 次世代の校務支援システム移行手法提案資料（委託期間満了まで）
- ⑤ 県立学校次世代ネットワーク（ゼロトラスト環境）構成案（7 月中旬まで）
- ⑥ 県立学校次世代ネットワーク（ゼロトラスト環境）教職員等向け研修資料（委託期間満了まで）
- ⑦ 校務支援（校務DXの見直し）に係るデジタル化提案資料（委託期間満了まで）
- ⑧ 県立学校次世代ネットワーク（ゼロトラスト環境）推奨機種提案資料（委託期間満了まで）
- ⑨ 岡山県教育情報セキュリティポリシー改訂提案資料（委託期間満了まで）
- ⑩ 学校におけるクラウド活用提案資料（委託期間満了まで）
- ⑪ 課題管理表（随時）
- ⑫ コンサルティング業務実施報告書（委託期間満了まで）
- ⑬ その他、打ち合わせ議事録等（随時、実施後5 開庁日以内）

## 7 特記事項

教育現場におけるシステムやネットワーク関連業務に精通しており、ゼロトラストネットワークやクラウド導入・構築実績を有している事業者で、適切な技術支援が実施できることとする。

## 8 その他

- (1) 本事業において受託者は、主体的に提案や業務支援等の取組をし、本県立学校のゼロトラスト環境移行に向けて必要な業務が効果的かつ効率的に実施できるように運営や各業務について県を支援しなければならない。
- (2) 本事業において受託者は、文部科学省や県のGIGAスクール構想の実現や、学校DXに関する各種資料について理解した上で業務を行うこと。なお、県が所持する関係資料については、業者決定後、随時提供する。
- (参考サイト)
- ・ GIGAスクール構想の実現（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)
  - ・ GIGAスクール構想の下での校務DXについて（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext\\_01385.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext_01385.html)
- (3) 各種成果物の所有権・使用权・著作権は県に帰属するものとし、県は、資料を自由に利用可能とする。
- (4) 検収後1年間に於いて、納入成果物に契約不適合箇所があることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。
- (5) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (7) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、県の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。業務終了後も同様とする。
- (8) その他、記載のない事項については、県と協議すること。